平成22年３月15日

各　　位

会 社 名　株式会社 アテクト
代表者名　代表取締役社長　小髙 得央
（ＪＡＳＤＡＱ・コード４２４１）
問い合わせ先
責任者役職名　管理ディヴィジョンリーダー
氏　　名　飯野　磨
ＴＥＬ（072）967 － 7000（代表）

内部統制システム構築の基本方針の一部変更に関する決議のお知らせ

当社は、平成22年３月15日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システム構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたのでお知らせします。
変更内容は、ISO9001：2000年版からISO9001:2008年版に移行し審査機関の承認を得ましたので、改定することと、一部文言の修正となります。（変更箇所は下線で示しております。その他の部分につきましては、変更ございません）

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

１．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第４号）

(1) 取締役は、自ら率先して当社行動規範を遵守・実践し、使用人の模範となるとともに、善良なる管理者の注意をもって会社のため、忠実にその職務を執行する。
(2) すべての取締役、監査役、使用人が法令等の遵守を実現するために「コンプライアンスマニュアル」を制定し、これを当社におけるコンプライアンスの手引きとし、コンプライアンスの周知・徹底を図る。
(3) コンプライアンス責任者を社長とし、コンプライアンスに関する課題を検討し、リスクを事前に回避するため、コンプライアンス委員会を取締役会内に設置する。
(4) コンプライアンス委員会内に「内部通報制度運用規程」に定める窓口を設置する。
(5) 当社の使用人は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合、「内部通報制度運用規程」に定める窓口に報告・相談をする。但し、「内部通報制度運用規程」に定める窓口に報告・相談することに不都合がある場合は、コンプライアンス担当取締役に報告・相談をする。「内部通報制度運用規程」に定める窓口およびコンプライアンス委員会、或いはコンプライアンス担当取締役は、報告者の秘密を厳守し、報告・相談をしたことによって、報告者に不利益な処遇は一切されない。また、外部からの苦情を受けた場合は、速やかにコンプライアンス担当取締役に報告・相談をする。
(6) 違反者に対しては「懲罰委員会規程」に基づき、制裁を実施するものとする。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
（会社法施行規則第100条第１項第１号）
(1) 当社は、業務上取り扱う情報について、「機密管理規程」に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備し運用する。
(2) 個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に管理する。
(3) 「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、保存する。
(4) 取締役および監査役は、「文書取扱規程」に定めるとおり、常時、これら文書等を閲覧できるものとする。

(5) 情報開示については、「情報開示規程」に基づき、厳格かつ適切に管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号）
(1) 当社は、当社の主要リスクを経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、法令違反リスク、環境保全リスク、製品・サービスの品質リスク、情報セキュリティリスク、災害リスクであると認識し、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。

① 取締役および使用人は「職務権限規程」に基づき付与された権限の範囲内で事業活動し、その事業活動に伴う損失（リスク）発生の可能性に注意を払い管理する。付与された権限を越える事業活動を行う場合には「稟議決裁規程」等に基づき、全社的に当該事業活動に関する損失（リスク）を管理する。
② 「コンプライアンスマニュアル」により、コンプライアンス意識の向上に努める。
③ 環境基本法を始めとする環境関連法規を遵守するべく、IS014001： 2004規格に従って構築された環境マネジメントシステムに基づいた運用管理を実施する。
④ IS09001：2008規格に従って構築された品質マネジメントシステムに基づいて､クレーム処理､是正処置、予防処置を実施する。特に、重要な問題に対しては、品質ディヴィジョンが主管となり対応し対策を講じる。
⑤ 「文書取扱規程」、「機密管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「発明考案取扱規程」を基に、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保することを目的とした情報セキュリティ・ポリシーを策定するものとする。
⑥ 事故・災害に対しては､営業を継続するために必要な費用は各種損害保険等の加入により不測の事態に備えるほかに、法令順守を前提に環境マネジメントシステムも含めて防火・防災組織体制を整備し、定期的に避難訓練と合わせた、防火・防災訓練を実施する。
(2) 重大な事故、災害が発生した場合には、事前に設定した緊急マニュアルに沿って行動する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号）
(1) 取締役会は月１度以上開催するほか、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要な意思決定に関して情報交換を行う。
(2) 当社は、社会経済情勢・業界動向・事業状況を踏まえた経営方針に基づき、向こう３年間の基本的経営目標として、中期経営計画を策定し、１年を経過する毎に計画を見直す。中期経営計画は、業務遂行上の基本方針および中期課題として各ビジネスユニット、各ディヴィジョンに周知徹底する。
(3) 年次予算は、中期経営計画の方針に従い、「予算管理規程」に基づき、決定する。
(4) 部門別予算の執行状況および差異分析の結果は、毎月、取締役会に報告される。
(5) 基幹システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、効率的に内部統制を進める手段として活用する。
(6) 組織ミッション、個人の役割を明確にし、予算に基づき、全社事業計画から組織目標、更には個人目標まで一貫性を持った成果責任目標を設定するとともに、職務遂行・成果達成に必要な能力・行動特性であるコンピテンシー目標を設定し、これらの目標の達成度評価に基づいた正社員人事・報酬制度を運用する。
(7) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査室が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号）
子会社についても経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保するものとする。国内外の子会社の管理体制を整備し、子会社管理規定を定め子会社の状況に応じて適正な指導・監督を行う。また、子会社の取締役は必要に応じて当社の取締役会および重要なミーティングに参加し適宜適切に業務報告を行うものとする。

6．監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第１号および第２号）
(1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
(2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。

7．取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第３項第３号）
(1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
(2) 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、

取締役および使用人に該当書類の提示や説明を求めることができる。
(3) 取締役および使用人が異常を発見した場合は、監査役に報告する。

8．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第４号）
(1) 代表取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
(2) 監査役は、内部監査室および監査法人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
(3) 監査役は、監査の実施に当り必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用できる。

9．財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
（金融商品取引法第 24 条の４の４および第193条の２第２項）
当社およびグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制および各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し かつ適正な運用をおこなっていくものとする。
また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。
(1) 取締役は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
(2) 取締役会は、取締役の内部統制の整備および運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか取締役を監視、監督する。
(3) 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備および運用状況を監視、検証する。
(4) 内部監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ 内部統制の整備および運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を取締役ならびに取締役会に提唱する。

以　上